

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に基づく情報公開についてのご案内

「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」に基づく情報公開のご請求につきましては、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先 (株)スタッフサービス・ホールディングス 広報部

電話によるご請求

Tel 03-5252-0550 にご連絡ください。

メールによるご請求

件名を「指針に基づく情報公開請求」としていただき、本文に

ご所属

お名前

ご連絡先電話番号

請求対象の企業名 (株)スタッフサービス または (株)テクノ・サービス)

希望する資料送付方法 (メール または 郵送)

郵送 をご希望の場合は送付先住所

以上をご記入のうえ、ssg-pr@staffservice.ne.jpまでご送信ください。

【ご参考】

日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針 (平成20年厚生労働省告示第36号)

第十 情報の公開

派遣元事業主は、日雇派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況に関する情報を公開すること。